

感染症の登園基準と提出書類について

集団生活である保育園では、感染症治癒後の登園基準と提出書類を以下のように定めております。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

● 登園許可証が必要な感染症（登園には医師の指示が必要）

病名	登園の目安
麻疹	解熱後3日経過してから
風疹	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで。
結核	感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え、2日経過してから
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の症状が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
腸管出血性大腸菌 (O157,O26,O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで



上記の病気にかかった場合、登園には医療機関で記入していただいた登園許可証（複写式）が必要です。
大変お手数ですが、登園許可証用紙は保育園の玄関にあります。

なお、登園許可証の発行は日野市以外の医療機関では、自己負担になりますので ご注意ください。

● 治癒報告書が必要な感染症（医師の診断を受け、保護者記入）

病名	登園の目安
インフルエンザ	発熱後 5 日間及び解熱後 3 日を経過してから
溶連菌感染症	抗菌薬を内服後 24 時間～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱がなく、普段通りの食事が食べられていること
伝染性紅斑（りんご病）	発熱がなく、全身状態がよいこと
ウィルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウィルス等)	嘔吐・下痢の症状が落ち着き、普段通りの食事がとれていること
ヘルパンギーナ	発熱がなく、普段通りの食事が食べられていること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状が落ち着き、全身状態が良いこと
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化してから
突発性発疹	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこと
伝染性膿瘍疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部分を覆える程度のもの。湿潤部分はガーゼなどで覆っていれば、登園可



厚生労働省 「保育所における感染症対策ガイドライン」より

上記の病気にかかった場合、保護者の記入する治癒報告書をご提出ください。

治癒報告書用紙は保育園の玄関にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

登園の目安でご不明な場合は、あらかじめ登園する前にお問い合わせください。